

「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」
に関する意見書

1、意見提出者名：

2、住所：〒

3、連絡先電話番号、FAX 番号、メールアドレス：

4、意見

(1) オークション市場の動物取扱業への追加に賛成。

〔施行規則及び取扱業細目の改正〕に追加すべき項目。

②に以下を追加

1. 違反者は動物行政窓口（各自治体）→環境省への報告の義務化

③に以下の項目を追加

1. 参加業者はワクチン接種がいつ行われたのか証明書の提出の義務化。

2. 競りにかける動物一頭一頭につき「繁殖業者名（名称、住所、連絡先、責任者）」「親、兄弟から引き離れた日にち」「血統証の有無（有った場合は登録番号と交付の義務化）」「何回目の出産か」「親が持っている疾病の報告」などトレーサビリティ（流通過程の明確な記録）が分かる書類を必ず提出させ、5年間保存の義務づけ。

3. 小売り業者がどの個体を購入したかの書類も5年間保存の義務づけ。

(2) 動物を譲り受けて飼養する事業者の動物取扱業への追加に賛成。

・事業者の定義を明確にすべきである。

・所有権が事業者側に移り、〈終生〉飼養する事業者とすべき。

・犬又は猫を譲り受ける時には、避妊手術をしている個体譲り受けること。避妊手術をしていない場合は速やかに避妊手術をすべき。を追加する事。

(3) 犬及び猫の夜間展示の禁止に賛成。

・この時間の決め方ではやろうと思えば12時間の展示ができてしまうため下記追加すべき。

③に追加

・接触だけでなく観察することも禁止とする。

④に追加

・1日最長8時間とし、間に1時間の休憩を設けること。

